

報告第3号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月28日提出

加西市長 高橋晴彦

専決第2号

専 決 処 分 書

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

加西市長 高橋晴彦

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「特定配当等」という。）の右に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 2 中「の種別割」を削る。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 までを削る。

第 82 条（見出しを含む。）、第 83 条の前の見出し及び同条、第 85 条（見出しを含む。）並びに第 86 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し、第 89 条（見出しを含む。）並びに第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 9 条の 2 の 2 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 9 条の 2 の 2 の 2 第 1 項中「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないと

きは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第9条の2の2の2第1項」を「附則第9条の2の2第1項」に改め、同条を附則第9条の2の2とし、同条に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付する。

附則中第9条の2の2の3を第9条の2の2の2とし、第9条の2の2の4を第9条の2の2の3とする。

附則第9条の2の4第1項中「附則第9条の2の2の2第1項」を「附則第9条の2の2第1項」に、「附則第9条の2の2の4」を「附則第9条の2の2の3」に改める。

附則第9条の2の7中「附則第9条の2の2の2第1項」を「附則第9条の2の2第1項」に、「附則第9条の2の2の4」を「附則第9条の2の2の3」に改める。

附則第9条の3第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第9条の2の2の2第1項」を削る。

附則第12条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第18項を第15項とし、第19項を第16項とし、同条に次の1項を加える。

17 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第12条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中

「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 17 条の 2 から第 17 条の 6 までを削る。

附則第 18 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 18 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「か

ら第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第18条の3第3項第2号、第18条の4第3項第2号及び第19条第3項第2号中「、附則第9条の2の2第1項及び附則第9条の2の2の2第1項」を「及び附則第9条の2の2第1項」に改める。

附則第19条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第20条第5項第2号、第20条の2第2項第2号及び第20条の5第2項第2号中「、附則第9条の2の2第1項及び附則第9条の2の2の2第1項」を「及び附則第9条の2の2第1項」に改める。

附則第20条の7第2項第2号及び第5項第2号中「、第9条の2の2第1項及び第9条の2の2の2第1項」を「及び附則第9条の2の2第1項」に改める。

附則第20条の8第2項第2号中「、第9条の2の2第1項及び第9条の2の2の2第1項」を「及び附則第9条の2の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、第9条の2の2第1項及び第9条の2の2の2第1項」を「及び附則第9条の2の2第1項」に改め、「額並びに附則第20条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」の右に「」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の加西市税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行された。これに伴い、加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるもの。

【概 要】

（1）軽自動車税関係

ア 環境性能割の廃止

軽自動車の燃費性能に応じて、取得時に課される環境性能割の廃止に伴う規定の整備

イ 種別割の名称変更

環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税の種別割の名称を軽自動車税に改める。

（2）固定資産税関係

改修特別特定建築物に係る特例措置の新設

・特別特定建築物の種類

学校、病院、ホテル、老人ホーム等不特定多数又は主として高齢者や障害者が利用する建築物

・特例措置の対象となる改修

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に、国の補助を受けバリアフリー改修工事を行った特別特定建築物

・減額する割合及び期間

固定資産税額の 3 分の 1 に相当する額を 2 年間減額